

番号：140642

国名：インドネシア

担当部署：人間開発部保健第三チーム

案件名：生物資源多様性を利用した抗マラリア・抗アメーバ新規薬剤リード化合物の創成プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年9月上旬～2014年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.63M/M、合計 1.13M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	19日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月27日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	保健医療分野の各種評価調査
対象国/類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシア国では、マラリアやアメーバ赤痢等の寄生虫感染症が人々に甚大な健康被害をもたらし、社会経済の負担となっている。マラリアは世界で33億人が感染浸淫地に暮らす最も罹患率の高い熱帯病であるが、インドネシア国内においても2012年には推定560万人が罹患し、重要な感染症の一つである。人口100万あたりの新規感染者数は平均22.9人であり、パプア州では250を超え高度浸淫地域であると言える。世界で治療の標準であるアルテミシニン併用療法(ACT)はインドネシアではマラリア患者の約30%に適応されているに過ぎない。またアルテミシニンの原料となるクソニンジンは熱帯では栽培できず、インドネシアの多くのマラリア患者は各地方の民間療法により治療されているのが現状である。マラリアは未だに有効なワクチンが開発されていない。

赤痢アメーバ症は発展途上国に多く分布しているが、近年では、先進国でも性感染症として症例が急増し重要な感染症となっている。全世界の人口の10%（約6億人）に感染し、死者数は毎年4~7万人とされている。インドネシア国内の入院患者の原因疾患の第一位は感染による下痢・胃腸炎(1.79%)であり、国内での赤痢アメーバ関連種の感染は10-18%とされる。経口感染の赤痢アメーバ症は実効的な対策を立て難く、上下水道の整備や衛生教育等を徹底して行うことのみが現在の対策方法となっている。

これらの原虫感染症に対し薬効が高く原虫への選択毒性が高いリード化合物を選択し、将来の薬剤創成につなげることが重要との認識が研究者の間に深まっている。

かかる状況のもと、インドネシア政府より、インドネシアの多様な生物資源（放線菌・糸状菌など）を利用し、マラリアと赤痢アメーバ症に対し酵素阻害活性と抗原虫活性をもつ新規阻害剤の探索、精製、構造決定を行うための共同研究を内容とする地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム「生物資源多様性を利用した抗マラリア・抗アメーバ新規薬剤リード化合物の創成プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の実施について要請があった。また、共同研究を通じ、インドネシア国の若手研究者の人材育成を行い、インドネシア国の科学水準の向上に貢献することが期待されている（本プロジェクトの日本側研究代表機関は筑波大学、インドネシア側は技術評価応用庁バイオテックセンター）。

今回実施する詳細計画策定調査は本プロジェクトの背景、目的、実施体制、プロジェクトの基本計画について確認し、プロジェクトの内容を協議議事録(M/M)で合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団の一員として、技術協力プロジェクト及び地球規模課題対応型国際科学技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して、担当分野に係る以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備（2014年9月上旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。
- ③カウンターパート機関を含む関係機関に対する質問票（英文）を作成する。
- ④担当分野に関わるPDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ⑤調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣（2014年9月中旬～10月上旬）

- ①JICAインドネシア事務所等との打ち合わせに参加する。
- ②インドネシア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、インドネシア側に説明を行う。

- ④ 事前に JICA インドネシア事務所を通じてインドネシア側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) インドネシア国の開発計画・政策における本プロジェクトの位置付け
 - イ) インドネシア側の実施体制（技術評価応用庁バイオテックセンターの組織・予算・人員）
 - ウ) 他ドナー・機関の援助動向
- ⑤ 調査団及びインドネシア側と協議の上、PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文）、ミニッツ（案）（英文）の作成に協力する⑥インドネシア国側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）を作成する。
- ⑥ ⑦担当分野に係る現地調査結果を JICA インドネシア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2014 年 10 月上旬～中旬）

- ① 事業事前評価表（案）（英文・和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）を作成し、全体のとりまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

調査報告書（案）（担当分野）：和文 1 部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は 2014 年 9 月 17 日～2014 年 10 月 5 日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に 1 週間程先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 感染症対策 1（研究機関）

エ) 評価分析（コンサルタント）

なお、この他に独立行政法人科学技術振興機構（JST）から研究主幹及び事務局員が参加する予定。

③ 便宜供与内容

当機構インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

- オ) 現地日程のアレンジ：現地ヒアリング調査のアポイントメントのとりつけ
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

2014年度「地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS)」新規採択案件の概要がJICAのウェブサイト上に公開されています。(http://www.jica.go.jp/press/2014/20140416_01.html)

(3) その他

業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上